

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月5日（平成28年（行情）諮問第553号及び同第555号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（行情）答申第834号及び同第835号）

事件名：「陸自教範5-03-01-30-21-0 対特殊武器戦」等の一部開示決定に関する件
「陸自教範5-03-01-30-21-0 対特殊武器戦」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「対特殊武器戦」第1～3件（陸自教範5-03-01-30-21-0）。＊制定理由書ないし改訂理由書もあればそれも希望。」及び「対特殊武器戦」（陸自教範5-03-01-30-21-0）の最新版。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる5文書（以下、文書1ないし3を「本件対象文書1」、文書4及び5を「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月21日付け防官文第20257号（平成28年（行情）諮問第553号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第553号」という。）及び平成28年3月11日付け防官文第4316号（平成28年（行情）諮問第555号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第555号」という。）により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、各異議申立書及び意見書1ないし3の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、異議申立

人が添付している資料の内容は省略する。)。

(1) 各異議申立書並びに意見書 1 及び 2 (諮問第 5 5 3 号及び同第 5 5 5 号)

ア 本件対象文書につき、本件各開示決定通知書で特定された P D F ファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

イ 本件対象文書の履歴情報が特定されていないければ、改めてその特定を求める。

ウ 特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」 (平成 2 4 年 4 月 4 日付け防官文第 4 6 3 9 号) として開示されなかった情報が存在するならば、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

オ 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書 3 (諮問第 5 5 3 号)

ア 第 1 ・ 2 編 1 0 6 頁 (冒頭から 1 1 3 枚目。以下括弧内は同じ) 付表第 3 について

一般的な性質を示しているにすぎないので不開示は行き過ぎと思われる。

イ 同 1 1 5 頁 (1 2 2 枚目) 付表第 1 について

総務省消防庁「消防・救助技術の高度化等検討会」第 3 回救助分科会 (平成 2 5 年 1 月 2 8 日) 資料 5 - 1 で紹介されている程度は明らかにできるはずである。

ウ 第 3 編 1 3 頁 (2 1 枚目) 第 3 図について

防衛省ホームページに掲載「防衛省仕様書改正票 化学防護衣 4 形 (B) 」で紹介されている程度は明らかにできるはずである。

エ 同 1 7 頁 (2 5 枚目) 第 5 表について

鳥取県西部広域行政管理組合消防局ホームページ掲載「 M 8 検知紙, M 9 検知紙使用法」で紹介されている程度は明らかにできるはずである。

オ 同 1 6 4 頁 (1 7 0 枚目) 付録第 1 0 について

「平成 2 5 年度消防・救助技術の高度化等検討会報告書」 3 - 2 1 4 頁 (4 6 3 枚目) において紹介されている程度は明らかにできるはずである。

カ 同 1 6 5 頁 (1 7 1 枚目) 付録第 1 1 について

総務省消防庁「消防・救助技術の高度化等検討会」第 3 回救助分科会 (平成 2 5 年 1 月 2 8 日) 資料 5 - 1 で紹介されている程度は明らか

かにできるはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（諮問第553号）

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、本件開示請求書に対し、以下の3文書を特定した。

ア 「陸自教範5-03-01-30-21-0 対特殊武器戦（第1編 総論）（第2編 作戦の要領）」

イ 「陸自教範5-03-01-30-21-0 対特殊武器戦（第3編 特殊武器防護）」

ウ 「対特殊武器戦改正理由書 陸上幕僚監部 平成21年11月」

本件開示請求については、法11条を適用して平成27年12月21日まで開示決定等の期限を延長し、まず、平成25年11月5日付け防官文第14600号により、上記ア及びイについては、特定した行政文書のそれぞれの表紙からはしがきまで開示決定を行い、上記ウについては、表紙から中表紙まで特定した行政文書の開示決定を行った後、平成27年12月21日付け防官文第20257号により、残余の部分（本件対象文書1）について法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分1）を行った。

本件異議申立ては、原処分1に対してされたものである。

（2）法5条の該当性について

本件対象文書の不開示とした部分及び不開示とした理由は別紙2のとおりである。

（3）本件対象文書の電磁的記録について

陸上幕僚監部教育訓練部では、本件対象文書1の原稿として関係部署から電子メールで寄せられたいわゆる文書作成ソフト、プレゼンテーションソフト及び表計算ソフトにより作成したデータをパソコン内に一旦保存した後、いわゆる文書作成ソフトによりこれらのデータを編集し、原稿として寄せられたデータとともに可搬型記憶媒体に記録し、これを委託業者に貸与した。

委託業者はこれを基にデータを再構成するとともに、プログラムを組み込むなど必要な加工を施した後、紙媒体及びPDFファイル形式により陸上幕僚監部教育訓練部に納品した。

（4）異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の取扱いは上記（3）のとおりであり、PDFファイル形

式以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分1における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分1においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

イ 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

エ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

2 理由説明書2（諮問第555号）

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、本件開示請求書に対し、本件対象文書2を特定した。

本件開示請求については、法9条1項の規定に基づき、平成28年3月11日付け防官文第4316号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分2）を行った。

本件異議申立ては、原処分2に対してされたものである。

- (2) 法5条の該当性について
上記1(2)と同旨
- (3) 本件対象文書の電磁的記録について
上記1(3)と同旨
- (4) 異議申立人の主張について
 - ア 上記1(4)アと同旨
 - イ 上記1(4)イと同旨
 - ウ 上記1(4)ウと同旨
 - エ 上記1(4)エと同旨
 - オ 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分2を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、諮問第553号及び同第555号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月5日 諮問の受理（諮問第553号及び同第555号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書1及び2を收受（同上）
- ③ 同月27日 審議（同上）
- ④ 同年10月4日 審査請求人から意見書1及び2並びに各資料を收受（同上）
- ⑤ 同月5日 審査請求人から意見書3及び資料を收受（諮問第553号）
- ⑥ 平成29年2月7日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（諮問第553号及び同第555号）
- ⑦ 同月14日 審議（同上）
- ⑧ 同月23日 審議（同上）
- ⑨ 同年3月7日 審議（同上）
- ⑩ 同月29日 諮問第553号及び同第555号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書1及び2の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書1に該当するものとして、(1)「陸自教範5-03-01-30-21-0 対特殊武器戦（第1編 総論）（第2編 作戦の要領）」、(2)「陸自教範5-03-01-30-21-0 対特殊武器戦（第3編 特殊武器防護）」及び(3)「対特殊武器戦改正理

由書 陸上幕僚監部 平成21年11月」を特定し、法11条に規定する特例延長を適用した2回目の決定（原処分1）により、当該文書のうち、（1）及び（2）のそれぞれ表紙からはしがきまでを除く部分並びに（3）の表紙から中表紙までを除く部分（本件対象文書1）について、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分1を行った。

また、処分庁は、本件請求文書2に該当するものとして、上記（1）及び（2）（本件対象文書2）を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分2を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 本件対象文書の原稿については、起草機関である陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）の担当者が電磁的記録として作成した上、当該電磁的記録を紙媒体に印刷し、平成21年11月に陸上幕僚監部内の決裁を受けている。

イ 上記アの決裁後、研究本部の担当者が当該電磁的記録を陸上幕僚監部の教育訓練部に送付し、教育訓練部の担当者が、印刷業者に貸与するために当該電磁的記録を編集し、可搬的記憶媒体に記録したものを印刷業者に渡して印刷・製本を委託した。当該印刷業者は、可搬的記憶媒体に保存された電磁的記録を更に加工してPDFファイル形式の電磁的記録及び印刷・製本された紙媒体のものを作成し、これらを教育訓練部に納品した。

ウ 本件開示請求に対しては、上記印刷業者から納品されたPDFファイル形式の電磁的記録を特定したものであり、他に本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

なお、研究本部が作成した本件対象文書の原稿である電磁的記録及び教育訓練部が印刷業者に貸与するために編集した電磁的記録については、当該印刷業者からのPDF形式の電磁的記録等の納入後、必要がないため廃棄しており、また、当該印刷業者に貸与したものは、納品の際に当該印刷業者から返却を受け、その後廃棄している。

（2）本件対象文書については、その作成方法等に関する上記（1）の諮問庁の説明を覆すに足りる事情が認められないことに鑑みると、印刷業者から納品されたPDFファイル形式の電磁的記録以外に本件請求文書1

及び2に該当する電磁的記録を保有していない旨の上記(1)の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、したがって、防衛省において、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分(別紙3に掲げる部分を除く。)のうち、別紙2の項番1に掲げる不開示部分には、特殊武器攻撃の目標に関する情報が、別紙2の項番2に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の対特殊武器戦における情報収集の対象等に関する情報が、別紙2の項番3に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の対特殊武器戦における部隊運用に関する情報が、別紙2の項番4に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊が対特殊武器戦において使用する装備品の性能等に関する情報が、別紙2の項番5に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊が参照している米軍教範の内容に関する情報が、別紙2の項番6に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の装備品の整備状況に関する情報が、それぞれ具体的に記載されていると認められる。

当該部分については、その記載内容に照らし、別紙2の「不開示とした理由」欄のとおり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の対特殊武器戦における運用要領、情報関心、装備品の能力等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、それらを踏まえた対処行動をとることを容易にするなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれ又は我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、法5条3号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、不開示部分のうち、別紙3に掲げる部分は、ガンマ線及び中性子線を減衰させる遮蔽物とその厚さに関して一般的に認識されている情報(項番1)、誘導放射能地域に関して一般的に認識されている情報(項番2)、装備品に関する一般的な説明(項番3)並びに本件対象文書中の他の部分で開示され明らかになっている情報(項番4)にすぎず、これを公にしても、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、したがって、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書 1 及び 2 の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の P D F ファイル形式以外の電磁的記録を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙 3 に掲げる部分以外の不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙 3 に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 陸自教範 5-03-01-30-21-0 対特殊武器戦 (第 1 編 総論) (第 2 編 作戦の要領) (表紙からはしがきまでを除く)
- 文書 2 陸自教範 5-03-01-30-21-0 対特殊武器戦 (第 3 編 特殊武器防護) (表紙からはしがきまでを除く)
- 文書 3 対特殊武器戦改正理由書 陸上幕僚監部 平成 21 年 11 月 (表紙から中表紙までを除く)
- 文書 4 陸自教範 5-03-01-30-21-0 対特殊武器戦 (第 1 編 総論) (第 2 編 作戦の要領)
- 文書 5 陸自教範 5-03-01-30-21-0 対特殊武器戦 (第 3 編 特殊武器防護)

別紙 2 (原処分において不開示とした部分及び理由)

項番	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1 及び 4	9 頁及び 10 頁のそれぞれ一部	特殊武器攻撃の目標に関する情報であり、これを公にすることにより、対特殊武器戦における防護対象が明らかになり、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	文書 1 及び 4	34 頁, 43 頁, 101 頁, 106 頁, 107 頁, 109 頁から 111 頁まで, 113 頁, 115 頁, 117 頁, 118 頁, 122 頁, 123 頁, 148 頁及び 154 頁のそれぞれ一部	対特殊武器戦における情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、特殊武器に関する情報関心が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 2 及び 5	7 頁, 21 頁から 23 頁まで, 26 頁, 39 頁, 106 頁及び 161 頁から 175 頁までのそれぞれ一部	
3	文書 1 及び 4	44 頁から 97 頁までのそれぞれ一部	対特殊武器戦における部隊運用に関する情報であり、これを公にすることにより、部隊の能力及び配置が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	文書 2 及び 5	12 頁から 19 頁, 36 頁, 78 頁, 79 頁, 88 頁から 94 頁まで, 96 頁, 99 頁から 101 頁まで, 103 頁, 104 頁及び 120 頁から 135 頁までのそれぞれ一部	対特殊武器戦における防護能力及び装備品の性能・機能等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の能力、運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害す

			るおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
5	文書3	13頁の一部	米軍教範に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
6	文書3	33頁の一部	陸上自衛隊の装備品の整備状況に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。

別紙 3 (開示すべき部分)

項番	文書番号	頁	開示すべき部分
1	文書 1 及び 4	1 0 6 頁	全て
2	文書 1 及び 4	1 0 7 頁	全て
3	文書 2 及び 5	1 2 頁ないし 1 6 頁	1 4 頁の (ア), (イ) 及び (ウ) 並びに 1 6 頁の 4 行目ないし 6 行目を除く部分の全て
4	文書 2 及び 5	1 6 4 頁	「種類」欄中の「アルカリ」欄の 1 文字目ないし 1 5 文字目, 「酸」欄の 4 文字目及び 5 文字目, 「有機溶剤」欄の 4 文字目ないし 1 3 文字目並びに「造錯剤」欄の 1 文字目ないし 4 文字目